

関するお知らせ

高齢福祉課☎内線1751～1753
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

65歳以上の皆さんへ

介護保険料基準額を改定しました(令和3～5年度)

65歳以上の介護保険料の基準額は3年ごとに策定する牛久市介護保険事業計画(第8期・令和3～5年度)に基づき改定し市町村ごとに算定します。それにより第8期の保険料基準額は国の算出方法を用いると月額5,701円となります。令和2年度までより901円高くなることから、皆さんの負担軽減をするために介護保険給付準備金を繰り入れし、月額5,000円となりました。なお、所得別の保険料は下記の表のとおりです。



第8期保険料所得段階区分(令和3年度～5年度)		基準額(月額)5,000円	
所得段階区分	要件	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1所得段階	・老齢福祉年金受給者で住民税非課税および生活保護者の場合 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.30	18,000円
第2所得段階	世帯全体が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え120万円以下の場合	0.50	30,000円
第3所得段階	世帯全体が住民税非課税で、第1・第2所得段階に該当しない場合	0.70	42,000円
第4所得段階	本年が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	0.90	54,000円
第5所得段階	本年が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	1.00	60,000円
第6所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の場合	1.15	69,000円
第7所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	1.25	75,000円
第8所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.50	90,000円
第9所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の場合	1.75	105,000円

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少するなど、介護保険料の納付が困難な状況になった65歳以上の方(第1号被保険者)で下記のいずれかの要件に該当する場合、介護保険料を減免できます。※申請は令和4年3月末までとなります。



減免の対象者	減免の種類
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の第1号被保険者(65歳以上)	全額減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の第1号被保険者(65歳以上)の方で、次の(1)～(2)のすべてに該当する方 (1)主たる生計維持者の令和3年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が前年に比べて30%以上減少する見込みであること。 (2)主たる生計維持者の、前年比30%以上減収見込みの収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	一部減免

介護保険制度に

介護保険を利用する方へ(8月1日～)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い、8月1日より下記の通り変更がありますのでお知らせします。

特定入所者介護サービス費の負担上限額と認定要件の変更

令和3年8月1日以降の介護施設のサービス(入院・入所・ショートステイ)の食費と居住費の利用者負担の上限額と認定を受けるための要件が下記の表のとおり変更となります(青太字が今回の変更点になります)。

※該当となる方で、令和3年8月1日からの認定が必要な場合は8月31日(火)までに申請してください。



利用者負担段階		居住費等(1日あたり)				食費(1日あたり)	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・生活保護受給者の方 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者(預貯金等の合計額が、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下)	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が非課税で、年金収入(非課税年金を含む)+合計所得金額が80万円以下(預貯金等の合計額が、単身の場合650万円以下、夫婦の場合1,650万円以下)	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯全員が非課税で、年金収入(非課税年金を含む)+合計所得金額が80万円超120万円以下(預貯金等の合計額が、単身の場合550万円以下、夫婦の場合1,550万円以下)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯全員が非課税で、年金収入(非課税年金を含む)+合計所得金額が120万円超(預貯金等の合計額が、単身の場合500万円以下、夫婦の場合1,500万円以下)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

高額介護サービス費負担限度額の一部見直し

令和3年8月以降のサービス利用分から高額介護サービス費の負担限度額が一部見直されます。見直しの対象となる方は、介護サービス利用者、または同一世帯内に課税所持金額が380万円以上の65歳以上の方がいる方です(右記表参照)。



利用者の負担段階区分	負担の上限額(月額)
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円(個人)
住民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
一般	44,400円(世帯)
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円以上	140,100円(世帯)